

令和5年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（B日程入試）

憲法・民法・刑法

注意事項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～5ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は憲法につき1枚（そのⅠ）、民法につき1枚（そのⅡ）、刑法につき1枚（そのⅢ）、合計3枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があつたら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

憲法（配点 100 点）

A市議会は、B議員が海外渡航のため同市議会の文教委員会を欠席したことについて、議決により公開の議場における陳謝の懲罰を科した（地方自治法第135条第1項第2号参照。）。これについて、Bと同一会派に属する議員Xは、市議会の議会運営委員会において、この陳謝の懲罰について疑問視する旨の発言をしたところ（以下これを「本件発言」という。）、A市議会は、本件発言を問題として、懲罰特別委員会における審査を経た上、同市議会10月定例会の初日において、議決により20日間の出席停止の懲罰を科することとした（地方自治法第135条第1項第3号参照。以下これを「本件処分」という。）。なお、A市議会の10月定例会の会期は23日間とされており、その結果、Xは同定例会への出席はほぼできないことになった。また、A市条例によると、一定期間の出席停止の懲罰を受けた議員の議員報酬は、出席停止の日数分を日割計算で減額するものとされている。

Xは、本件処分の取消しと議員報酬のうち本件処分による減額分の支払いを求め、裁判所に訴えを提起した。これに対しA市議会は、このような訴えは司法審査の対象にならないのではないか、と主張している。

Xの訴えは司法審査の対象となるか、あなたの見解を論じなさい。

民法（配点 100 点）

【事実 1】 Aは、所有する土地甲について、賃料月額 20 万円でBに賃貸する賃貸借契約①を締結した。その際Aは、Bに懇願されて、AがBに甲を売却したという虚偽の売買契約書を作成し、これを元に甲の所有権がAからBに移転したとする登記がされた。

Bは、自己が甲の所有者であると偽り、甲をCに月額 30 万円で賃貸する賃貸借契約②を締結した。Cは、建築業者Dを使って、甲の上に自己所有の建物乙を建築しはじめた。賃貸借契約②の当時、CはBが甲の所有者でないことを知らなかった。

問 1 【事実 1】を前提に、Aは、Bとの売買契約は虚偽であるとして、甲の所有権に基づき、Cに対して、建築途中の乙の収去、甲の明渡しを請求できるか、できないとした場合に、その後のABC間の法律関係をどのように考えるべきか、論じなさい。

（配点 50 点）

【事実 2】

【事実 1】の時点で、乙は 30 パーセント程度が完成していたが、Aの抗議で工事は一時中断していた。その後Cは、Aとの間で話し合いを行い、甲を月額 25 万円で賃借する賃貸借契約③を改めて結び直したうえで、一時中断していた乙の建築を再開することになった。

当初乙の建築を請け負ったDは、上記事情で工事の予定が大幅に狂ったこともあり、下請業者Eに残部の建築を一括で請け負わせたいという提案をCに対して行い、Cもこれに同意した。Eは、乙の主要部分について自らが材料費を負担する形で建築を進め、数ヶ月後に乙は完成した。Aは、Dに請負代金全額を支払ったが、DからEへの下請代金はまだ払われていない。

問 2 Eは、自らの下請代金が支払われるまで、乙の所有権が自分に帰属すると主張することができるかについて論じなさい。

（配点 50 点）

刑法（配点 100 点）

暴力団員である X および Y は、舎弟分である A が反抗的な態度をとることに立腹し、A に対して、暴力による制裁を加えることについて合意した。両名は、まず、公園において、深夜約 2 時間 10 分にわたり、竹刀や木刀でこもごも同人の顔面、背部等を多数回殴打するなどの暴行を加えた。

その後、X および Y は、A を X が住んでいるマンションの居室に連行した。Y は、A にもう十分な制裁を加えたと思い、「おれ帰る」と言って、現場をそのままにして、マンションの居室を後にした。その後ほどなくして、X は、A の言動に再び激昂して、「まだシメ足りないか」と怒鳴って、約 45 分間、A に対し、顔面や背部を木刀で多数回殴打するなどの暴行を加えた。

これら一連の暴行により、A は、眼窩底骨折・肋骨骨折などの重傷を負った。A は、すきをみて、上記マンション居室から靴下履きのまま逃走したが、X に対し極度の恐怖感を抱き、逃走を開始してから約 10 分後、X による追跡から逃れるため、上記マンションから約 800m 離れた高速道路に進入し、疾走してきた自動車に衝突され、後続の自動車にれき過されて、死亡した。

X・Y の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く）。

[このページは空白です。]